第明治三二十種五郵年三月物三十一可日

△

	の　0.01634
AY 令3	ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00134
	イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00141
AY 令4	ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00274
	イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00283
AY 令5	ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00346
	イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00354
AZn	国庫の補助金を受けて施行した大規模改造事業のうち障害児等対策施設整備工事に係る経費に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（令和３年度から令和５年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債及び令和３年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）
BA 令3	ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00313
	イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00329
BA 令4	ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00639
	イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00661
BA 令5	ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00808
	イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827
BB 令5	国庫の補助金を受けて施行した大規模改造事業のうち特別防犯対策施設整備工事に係る経費に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（令和５年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債並びに令和５年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額（中学校費における学級数がない団体のみ

○

	の　0.00090
AW 令3	ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00134
	イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00141
AW 令4	ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00274
	イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00283
AXn	国庫の補助金を受けて施行した大規模改造事業のうち、障害児等対策施設整備工事に係る経費に充てるためｎ年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（令和３年度及び令和４年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債並びに令和３年度及び令和４年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの額に相当する額（中学校費における学級数がない団体のみ適用する。）
AY 令3	ア　令和３年度市場公募都市に係るもの　0.00313
	イ　令和３年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00329
AY 令4	ア　令和４年度市場公募都市に係るもの　0.00639
	イ　令和４年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00661